



3歳未満の子を 養育している皆さんへ



3歳未満の子を養育している方は、年金算定に用いる標準報酬月額について養育特例の適用を受けることができます。

養育特例とは？

3歳未満の子を養育する方は、生活環境の変化から、勤務時間の短縮や引越しによる通勤手当の減少等により標準報酬月額が低くなることが考えられます。

この場合、納付する保険料は低くなりますが、将来年金額を算定する際に用いる標準報酬月額も低くなるため、年金額は減少してしまいます。

しかし、本人からの申出により、保険料は低いままでも、養育前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)で将来の年金額が算定され、年金額の減少を防止することができます。これを養育特例といいます。

養育特例の対象者

3歳未満の子(※1)を養育している組合員

(夫婦で子を養育しており、ともに組合員または厚生年金被保険者で、かつ同居している場合は、夫婦2人とも対象になります。)

※1 3歳未満の子の範囲は、法律上の親子関係にある子(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託されている子等です。

養育特例の対象期間

3歳未満の子を養育している期間

養育を開始した日の属する月から、養育を終了した日の翌日の属する月の前月まで

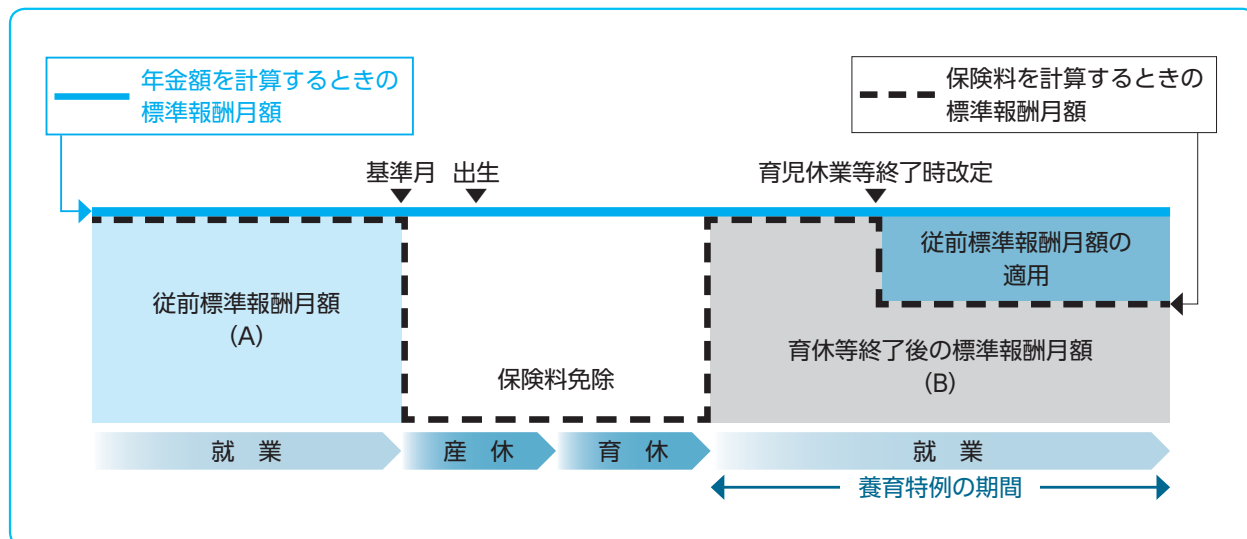
- 1 子が出生したとき
- 2 子を養子にしたとき
- 3 別居していた子と同居することとなったとき
- 4 3歳未満の子を養育する方が新たに組合員資格を取得したとき(※2)
- 5 産前産後休業または育児休業等(保険料の免除)が終了した日の翌日の属する月の初日が到来したとき
- 6 新たに養育特例を受けようとする子の前の子に係る養育特例期間が終了した月の翌月の初日が到来したとき

- 1 子が3歳に達したとき
- 2 組合員が退職等により資格喪失したとき
- 3 他の3歳未満の子(第2子等)を養育することとなったとき
- 4 子が死亡したとき、または子を養育しないこととなったとき
- 5 産前産後休業または育児休業等による保険料の免除を受けることとなったとき
- 6 組合員が70歳に達したとき

※2 組合員資格を取得する前に厚生年金被保険者期間がある方は、従前標準報酬月額を用いて養育特例を適用できる場合がありますので、当組合または共済事務担当課へご相談ください。

養育特例の事例

3歳未満の子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の従前標準報酬月額（A）に比べ、育児休業等終了後の短時間勤務等による標準報酬月額（B）が下回っているため、年金額の算定を行うときは、従前標準報酬月額（A）が適用されます。



手続きについて

養育特例の適用を受ける場合

「養育期間標準報酬月額特例申出書」に次の書類を添えて、共済事務担当課経由で当組合に提出してください。

- ①戸籍謄（抄）本
- ②世帯全員の住民票
- ③その他、養育を確認するための書類（必要に応じて）

申出（終了届出）書は
共済組合ホームページの
申請書類一覧から
ダウンロードできます。



養育特例の適用が終了した場合

「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」を共済事務担当課経由で当組合に提出してください。

※添付書類は原則不要ですが、養育終了を確認するための書類の提出をお願いする場合があります。

※子が3歳に到達したときや組合員が資格喪失または70歳に到達したときは、終了届出書の提出は不要です。

気になる ワンポイント

養育特例は本人が申出をすることにより適用を受けることができますが、申出書提出月から2年以上前の期間については適用されませんのでご注意ください。